

○国土交通省令第 号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十九条第四項及び第五項並びに第三十六条の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

国土交通大臣 金子 恭之

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

(技能証明の申請)

第四十二条 法第二十二條の技能証明を申請しようとする者(第五十七條の規定により申請する者を除く。以下この條において「技能証明申請者」という。)は、技能証明申請書(第十九号様式(全部の科目に係る学科試験の免除を受けようとする者(以下「学科試験全科目免除申請者」という。))にあつては、第十九号の二様式))を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。  
い。

一 (略)

二 第四十八條の二の規定により一部の科目の試験の免除を受けようとする者にあつては、第四十七條の文書の写し

三・四 (略)

3 (略)

4 技能証明申請者(学科試験に合格した者又は学科試験全科目免除申請者に限る。)は、戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し(外国人にあつては、国籍、氏名、出生の年月日及び性別を証する本国領事官の証明書(本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類)。以下同じ。)及び別表第二に掲げる飛行経歴その他の経歴を有することを証明する書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

5 (略)

(学科試験の有効期間)

改正前

(技能証明の申請)

第四十二条 法第二十二條の技能証明を申請しようとする者(第五十七條の規定により申請する者を除く。第三項において「技能証明申請者」という。)は、技能証明申請書(第十九号様式(全部の科目に係る学科試験の免除を受けようとする者(以下「学科試験全科目免除申請者」という。))にあつては、第十九号の二様式))を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。  
い。

一 (略)

二 第四十八條又は第四十八條の二の規定により全部又は一部の科目に係る学科試験の免除を受けようとする者にあつては、第四十七條の文書の写し

三・四 (略)

3 (略)

4 第一項の規定により技能証明を申請する者は、当該申請に係る学科試験の合格について第四十七條の通知があつた日(学科試験全科目免除申請者にあつては、技能証明申請書提出の日)から二年以内に戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し(外国人にあつては、国籍、氏名、出生の年月日及び性別を証する本国領事官の証明書(本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類)。以下同じ。)及び別表第二に掲げる飛行経歴その他の経歴を有することを証明する書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

5 (略)

(試験の免除)

第四十八条 学科試験に合格した者は、その合格した学科試験に係る前条の通知があつた日から二年（当該者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、五年）以内の期間に限り、実地試験を受けることができる。

- 一 飛行機について一等航空整備士又は一等航空運航整備士の資格に係る技能証明を受けようとする者が、附属書第一に規定する耐空類別が飛行機普通Nである飛行機であつて最大離陸重量が五千七百キログラムを超えるもの（以下「特定飛行機普通N」という。）又は当該耐空類別が飛行機輸送Tである飛行機について、六月以上の整備の経験（実地試験申請書（第十九号の様式）提出の日前一年以内のものに限る。次号及び第三号において同じ。）を有する場合
- 二 回転翼航空機について一等航空整備士又は一等航空運航整備士の資格に係る技能証明を受けようとする者が、附属書第一に規定する耐空類別が回転翼航空機輸送TA級又は回転翼航空機輸送TB級である回転翼航空機について、六月以上の整備の経験を有する場合
- 三 二等航空整備士又は二等航空運航整備士の資格に係る技能証明を受けようとする者が、技能証明を受けようとする種類の航空機について、六月以上の整備の経験を有する場合
- 四 航空工場整備士の資格に係る技能証明を受けようとする者が、技能証明を受けようとする業務の種類について、六月以上の整備及び改造の経験（実地試験申請書（第十九号の様式）提出の日前一年以内のものに限る。）を有する場合

（試験の免除）

第四十八条の二 学科試験の全部の科目について試験を受け、その一部の科目について合格点を得た者が、再び当該学科試験に係る資格と同じ資格についての技能証明を申請する場合には、申請により、当該学科試験に係る第四十七条の通知があつた日から一年以内に行われる学科試験に限り、当該全部の科目に係る学科試験から当該申請に係る学科試験までの間に行われた学科試験において合格点を得た科目の試験

第四十八条 学科試験に合格した者が、当該合格に係る資格と同じ資格の技能証明を同じ種類の航空機（航空工場整備士の資格にあつては、同じ種類の業務）について申請する場合又は法第三十三条第一項の航空英語能力証明、計器飛行証明若しくは操縦教育証明を申請する場合は、申請により、当該合格に係る前条の通知があつた日から二年以内に行われる学科試験を免除する。

第四十八条の二 学科試験の全部の科目について試験を受け、その一部の科目について合格点を得た者が、当該学科試験に係る資格と同じ資格についての技能証明を申請する場合には、申請により、当該学科試験に係る第四十七条の通知をした日から一年以内に行われる学科試験に限り、当該全部の科目に係る学科試験及び当該全部の科目に係る学科試験の後当該申請に係る学科試験までの間に行われた学科試験にお

を免除する。

第五十条の二 (略)

2 (略)

3 法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が指定した航空従事者の養成施設（以下「指定航空従事者養成施設」という。）の課程を修了した者に対する試験については、申請により、国土交通大臣が告示で定めるところに従い、実地試験の全部又は一部を行わない。ただし、当該指定航空従事者養成施設の課程を修了した日から起算して一年（次条第三項第二号の整備の基本技術の科目に係る課程については、五年）を経過した場合は、この限りでない。

4～7 (略)

(航空従事者の養成施設の指定の申請)

第五十条の三 (略)

2 前項の申請書には、教育規程及び教育実績を記載した書類を添えなければならない。

3 (略)

(指定航空従事者養成施設の課程についての限定の変更)

第五十条の九 指定を受けた者が当該指定航空従事者養成施設の課程についての限定を受けた事項について変更をしようとするときは、変更しようとする教育規程及び教育実績を記載した書類を添えた限定変更申請書（第十九号の六様式）を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2・3 (略)

(指定航空従事者養成施設の教育規程の変更)

第五十条の十 指定を受けた者が第五十条の三第三項第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときは、教育規程（変更に係る部分

いて合格点を得た科目に係る学科試験を免除する。

第五十条の二 (略)

2 (略)

3 法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が指定した航空従事者の養成施設（以下「指定航空従事者養成施設」という。）の課程を修了した者に対する試験については、申請により、国土交通大臣が告示で定めるところに従い、実地試験の全部又は一部を行わない。ただし、当該指定航空従事者養成施設の課程を修了した日から起算して一年（次条第三項第二号の整備の基本技術の科目に係る課程については、二年）を経過した場合は、この限りでない。

4～7 (略)

(航空従事者の養成施設の指定の申請)

第五十条の三 (略)

2 前項の申請書には、教育規程二部及び教育実績を記載した書類を添えなければならない。

3 (略)

(指定航空従事者養成施設の課程についての限定の変更)

第五十条の九 指定を受けた者が当該指定航空従事者養成施設の課程についての限定を受けた事項について変更をしようとするときは、変更しようとする教育規程二部及び教育実績を記載した書類を添えた限定変更申請書（第十九号の六様式）を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2・3 (略)

(指定航空従事者養成施設の教育規程の変更)

第五十条の十 指定を受けた者が第五十条の三第三項第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときは、教育規程（変更に係る部分

に限る。〕及び教育規程変更申請書（第十九号の八様式）を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2・3 (略)

（二等航空整備士及び二等航空運航整備士が整備後の確認をすることができない用途の航空機）

第五十六条の二 法別表二等航空整備士の項及び二等航空運航整備士の項の国土交通省令で定める用途の航空機は、特定飛行機普通N並びに附属書第一に規定する耐空類別が飛行機輸送T、回転翼航空機輸送T A級及び回転翼航空機輸送T B級である航空機とする。

（技能証明の限定の変更の申請）

第五十七条 (略)

2 第四十二条第二項（第一号を除く。）から第四項までの規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第三項中「写真一葉及び第四十七条の文書の写し」とあるのは「第四十七条の文書の写し」と、同条第四項中「技能証明申請者（学科試験に合格した者又は学科試験全科免除申請者に限る。）」とあるのは「技能証明の限定の変更を申請する者（現に有する技能証明を受けるのに必要な飛行経歴その他の経歴と同一でない飛行経歴その他の経歴が必要とされている技能証明の限定の変更を申請する者であつて、学科試験に合格したも又は学科試験全科免除申請者であるものに限る。）」と、「戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（外国人にあつては、国籍、氏名、出生の年月日及び性別を証する本国領事官の証明書（本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類）。以下同じ。）及び別表第二に掲げる飛行経歴その他の経歴」とあるのは「

に限る。〕二部及び教育規程変更申請書（第十九号の八様式）を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2・3 (略)

（二等航空整備士及び二等航空運航整備士が整備後の確認をすることができない用途の航空機）

第五十六条の二 法別表二等航空整備士の項及び二等航空運航整備士の項の国土交通省令で定める用途の航空機は、附属書第一に規定する耐空類別が飛行機普通Nである飛行機であつて最大離陸重量が五千七百キログラムを超えるもの（別表第二及び附属書第一において「特定飛行機普通N」という。）並びに当該耐空類別が飛行機輸送T、回転翼航空機輸送T A級及び回転翼航空機輸送T B級である航空機とする。

（技能証明の限定の変更の申請）

第五十七条 (略)

2 第四十二条第二項（第一号を除く。）から第四項までの規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第三項中「写真一葉及び第四十七条の文書の写し」とあるのは「第四十七条の文書の写し」と、同条第四項中「技能証明を申請する者」とあるのは「技能証明の限定の変更を申請する者（現に有する技能証明を受けるのに必要な飛行経歴その他の経歴と同一でない飛行経歴その他の経歴が必要とされている技能証明の限定の変更を申請する者に限る。）」と、「戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（外国人にあつては、国籍、氏名、出生の年月日及び性別を証する本国領事官の証明書（本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類）。以下同じ。）及び別表第二に掲げる飛行経歴その他の経歴」とあるのは「別表第二に掲げる飛行経歴その他の経歴」と読み替えるものとする。

別表第二に掲げる飛行経歴その他の経歴」と読み替えるものとする。

(航空英語能力証明の申請)

第六十三条 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。  
い。

(削る)

一・二 (略)

3 (略)

(航空英語能力証明の申請)

第六十三条 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。  
い。

一 第四十八条の規定により学科試験の免除を受けようとする者にあつては、第四十七条の文書の写し

二・三 (略)

3 (略)

附 則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。